

都・区の比較

職務段階別加算の経過措置

賃金部作成

(別図5)

東京都						特別区									
職層	給料の級	現行	18年	19年	20年 本則	職層	給料の級	現行	19年	20年	21年	22年	23年	24年 本則	
統括技能長	4級	5%	6%			統括技能長	4級	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
技能長	4級格付者		4%	4%	3%	技能長	4級格付者								
	3級					技能長	3級								
技能主任	3級格付者	3%	1%	廃止	技能主任	3級格付者	4%	3%	2%	1%	なし	なし	なし	なし	
	2級				技能主任	2級									
技能1級職	3級格付者				技能1級職	3級格付者									
	2級格付者 (55歳以上)					2級格付者 (55歳以上)									

1. 東京都は昨年度から実施
2. 統括技能長、技能長は経過措置ではない

1. 職責に応じて加算するという趣旨を踏まえ、職務の権限と責任に応じた処遇を実現する観点から、給料表上の職務の級(以下「給料の級」という。)に応じた加算を役職段階に応じた加算に改めるとともに、職責差を的確に反映した支給割合とする。
2. 適用日 平成19年4月1日

扶養手当

配偶者(欠配第1子を含む)にかかる手当額の改定 14500円 → 13500円	配偶者・配偶者のいない第1子 14700円 → 13700円
配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降に係る手当額の改定 4000円 → 5000円	第3子目以降 4500円 → 5500円

職務段階別加算制度の提案から妥結に至る推移

賃金部作成

(別図6)

現行制度			2006/10/24 団体交渉 当初提案		2006/11/17 小委員会交渉 経過措置			2006/11/21 団体交渉 最終妥結内容(一律拠出はしない)											
職務級	給料の級	現行制度			19年度	20年度	21年度 (本則)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (本則)						
統括技能長	4級	5%	7%	一律 拠出	6%	6%	7%	5%	5%	5%	5%	5%	5%						
技能長	4級格付者		6%		6%	6%													
	3級		5%	5%	5%														
技能主任	3級格付者	5%	5%	-	5%	5%	5%							5%	4%	3%	2%	1%	0%
	2級		5%	-	5%														
技能1級職	3級格付者	5%	支給し ない	-	3%	1%	0%												
	2級格付者 (55歳以上)		5%	-	5%														

統括技能長および技能長に一律拠出を導入する。

統括技能長および技能長に平成20年度より一律拠出を導入する。

統括技能長および技能長への一律拠出提案は見送る。